

令和 4 年度住吉区総合防災訓練の実施概要について

〈実施目的〉 区災害対策本部の初期初動体制の実効性について検証を行い、行政としての災害対応能力の強化を図るとともに、災害時における新型コロナウイルス感染症対策を考慮しつつ、各地域が迅速かつ円滑な避難所の開設・運営が行えるように、地域の総合的な防災力の向上をめざす。

なお、区災害対策本部の訓練（庶務班、救助班、調査班）と各地域における訓練を別々に実施することにより、より一層、区役所や地域それぞれの防災力の向上に向け取り組むこととし、各訓練の概要については、次のとおりとする。

1 各地域における防災訓練

〈実施日時〉 令和 4 年 11 月 12 日（土）9 時から 12 時

〈実施場所〉 区内災害時避難所、各町会一時避難場所、住吉区役所 他
※災害時避難所は各地域の要望等に応じて開設場所を決定

〈訓練想定〉 震度 6 強の直下型地震発生（発災時刻は検討中）

〈参加者〉 区内全 12 地域活動協議会、区役所（避難受入班、保健福祉班）、直近参集者、各関係機関等

〈訓練内容〉 ○区役所

- ・住吉区災害対策本部と地域災害対策本部との通信訓練
- ・各災害時避難所への職員派遣

○各地域

【町会本部】

- ・町会本部設置訓練
- ・安否確認、災害時避難所への避難訓練など

【地域災害対策本部】

- ・情報収集、伝達訓練など

【避難所運営委員会】

- ・コロナ禍を考慮した避難所の設え
- ・避難者受入、避難者誘導訓練など

【無線訓練】

- ・デジタル簡易無線、MCA 無線の使用訓練など

【重点項目】

- ・一時避難場所から災害時避難所への避難訓練
- ・地域災害対策本部／避難所運営委員会の設置・運営訓練

○各関係機関との連携訓練（予定）

- ・大阪急性期・総合医療センター、福祉避難所／緊急入所施設、区医師会、区歯科医師会、区薬剤師会、訪問看護ステーション、災害ボランティア活動支援センター、住吉警察署、住吉消防署、小中学校（児童や生徒の参加）等

※連携訓練の実施機関や連携内容の詳細は今後検討

〈訓練の中止等〉

（１）中止

次のいずれかを満たす場合、総合防災訓練を中止する。

- ①午前7時の時点で大阪市域に大雨・洪水・暴風警報等の警報が発令されている場合
- ②大阪府域を対象とした「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が発令されている場合
- ③その他、住吉区長が必要であると判断した場合

（２）縮小

大阪市域に「新型コロナウイルスまん延防止等重点措置」が適用されている場合、規模を縮小して訓練を実施する。

ただし、感染拡大の状況により、住吉区長が必要であると判断した場合、訓練を中止する場合があります。

※規模縮小の例

- ▶ 住民参加の訓練を中止（地域活動協議会役員や防災リーダー等のみで実施）
- ▶ 町会一時避難場所における訓練を中止
- ▶ 町会一時避難場所から災害時避難所への避難訓練を中止

※新型コロナウイルス感染症の影響等により、総合防災訓練の実施概要を変更する可能性があります。

2 区災害対策本部における訓練

〈実施日時〉 研修

令和4年10月中下旬予定

図上訓練

令和4年11月下旬予定

〈実施場所〉 住吉区役所

〈訓練想定〉 震度6強の直下型地震発生（発災時刻は検討中）

〈参加者〉 区役所職員（庶務班、救助班、調査班）

〈訓練内容〉 ○区役所

- ・住吉区災害対策本部における訓練